

別記

弁償を要する資料の紛失・汚損・破損の基準

1 印刷資料（図書・雑誌・紙芝居）の弁償基準

	対象	状態
(1)	水濡れ	○返却時に、全体的に濡れているもの ○色がついたもの又は変色したもの ○波打ち、歪み等により形状が変わったもの ○カビの発生したもの ○濡れて乾いた後、ページが接着したもの
(2)	汚れ、染み、食べかす等	○お茶、コーヒー等の飲食物により、しみ等の汚れが生じたもの ○血液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題があるもの ○毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれたため汚れが生じたもの ○汚れ等の付着により、ページが接着したもの ○食べこぼしなどの挟み込まれているものを除いても、シミ、汚れ等が残っているもの ○本文や絵にかかっていなくても、汚れが複数のページ、数カ所に及んでいるもの ○たばこやアイロン等の焦げ跡がついたもの
(3)	書き込み	○消すことが困難な筆記用具による落書き又は書き込みのあるもの ○書き込み跡が残り支障があるもの ○消すことによりイラスト、文字等に色褪せが生じる(た)もの
(4)	破損、欠落	○破れが複数ページ又は数箇所にあふもの ○ページの一部又は全体が欠落したもの
(5)	折り癖	○直しても膨らむほど、資料の形状が変わったもの
(6)	噛み跡	○乳幼児又はペットの噛み跡とわかり、衛生上問題があるもの
(7)	表紙の破損	○表紙又は本体まで損傷しているもの ○たばこ又は鍋の焦げ跡等があるもの

(8)	におい、べたつき	○悪臭、香水等の臭いが取れないもの ○付箋紙等のべたつき又は接着剤等の付着によりページの開閉に支障があるもの
(9)	歪み、きず(視聴覚資料)	○再生機器で再生できないもの ○再生機器の故障が生じる恐れのあるもの
(10)	紛失	○落し物、置き忘れ等、利用者の過失によるもの
(11)	その他	○その他、利用に供することが困難と館長が判断するもの

2 視聴覚資料（CD・ビデオ・DVD等）の弁償基準

- (1) 破損等により、ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でないもの
- (2) 再生機器で再生できない状態になったもの
- (3) 再生の際に機器の故障が生じる恐れのあるもの
- (4) 歌詞カード、解説書等付録の紛失・汚損・破損については、1に準じる
- (5) 視聴覚資料のケースだけの破損については、嚴重注意とする

3 その他

上記1、2の基準のうち一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。
ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

- ア 経年劣化が原因と認める場合
- イ 修復可能な場合
- ウ 弁償にあたらないと館長が認める場合